

令和6年度

事務事業実績

大阪府人事委員会事務局

目 次

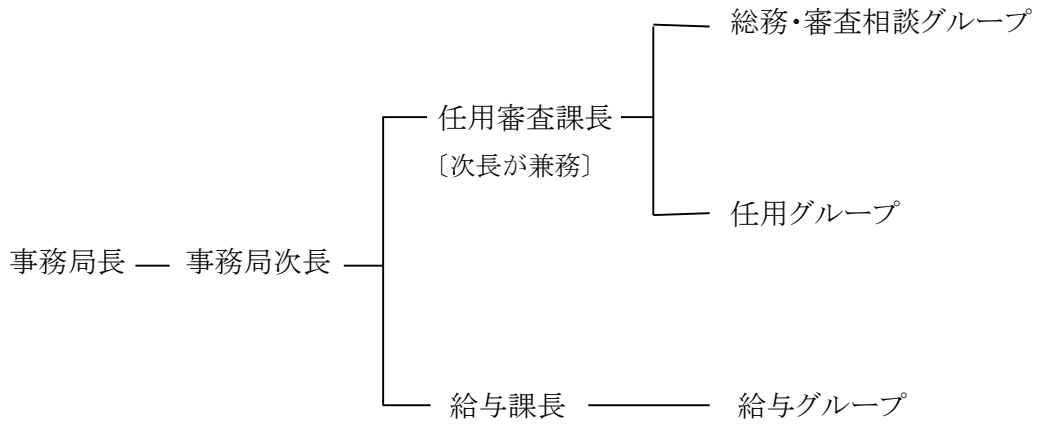
	頁
1 沿 革	1
2 組 織 表	2
3 現 員 表	3
4 事 務 事 業 執 行 概 要	4

2 沿 革

- 昭和26年5月29日 地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第7条第1項の規定に基づき、大阪府条例第23号により人事委員会が設置された。
なお、地方公務員法第12条の規定により人事委員会に事務局を設置し、総務課、給与課、公平課の3課が置かれた。
- 昭和53年4月1日 組織改正により、任用審査課、給与厚生課の2課に改組した。
- 平成11年5月1日 組織改正により、任用審査課、給与厚生課を廃し、係・グループ制とした。
- 平成12年4月13日 組織改正により、任用審査課、給与課の2課に改組した。
- 平成17年4月1日 任用審査課に相談グループを設置した。
- 平成20年4月1日 組織改正により、任用審査課、給与課を廃止した。
- 平成23年4月1日 組織改正により、任用審査課、給与課の2課に改組した。

3 組 織 表

(令和7年3月 31 日現在)



4 現 員 表

1 委 員

(令和7年3月31日現在)

職 名		現 員	備 考
特 別 職	委 員	3人	非常勤 3人
計		3人	

2 事務局職員

(令和7年3月31日現在)

職 名	現 員
事 務 職 員	27人
非常勤嘱託員	3人
非常勤作業員	1人
計	31人

5 事務事業執行概要

概 要

人事委員会事務局では、公平かつ中立の人事行政機関として、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の適正な執行を確保し、その目的を達成するため、各任命権者との調整を図りながら、次のとおり公平かつ適切な事務処理に努めた。

職員の採用については、求める人材像に適合した職員を採用するために競争試験(行政、技術)を実施した。また、適正な能力実証に基づき、主査級昇任考査を実施した。

不利益処分に関する審査請求事案及び勤務条件に関する措置要求事案の審査については、事案の複雑化傾向に対応し、職権審理主義に基づく準備手続や口頭審理などの的確な実施に努め、公平かつ迅速な処理に精力的に取り組んだ。

また、職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談の処理にあたっては、適正かつ迅速に実施した。

次に、職員の給与及び勤務条件については、府内民間給与及び職員給与の実態調査の結果及び国家公務員給与に関する人事院勧告の内容等を踏まえ、職員の給与等について報告及び勧告を行うとともに、「給与勧告の意義とあるべき給与制度」、「職員の意欲・能力の向上に向けた取り組み」、「働きやすい職場環境の構築」について本委員会としての意見を提示した。

また、職員の給与その他の勤務条件に関する条例の制定及び改廃について議会に意見を申し出るとともに、給与及び勤務条件に関する条例の施行に必要な規則及び運用通知の整備と各任命権者からの協議及び承認申請の適正な処理を行った。

労働基準監督機関としては、所管の事業場に対して各種の調査や指導等を実施し、各職場の安全衛生管理体制の一層の充実に努めた。

○ 総務・審査相談 グループ	6
○ 任用 グループ	13
○ 給与 グループ	30

○ 総務・審査相談グループ

総務事務

委員会の会議に関する事務及び委員の報酬並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修、福利厚生及び物品等に関する事務の円滑な運営に努めた。

また、職員の衛生管理状況について長期休業者数は0人であった。

不利益処分に関する審査請求の審査事務

- 1 令和5年度から係属していた審査請求事案は、次のとおりである。

件名	審査請求人及び 審査請求年月日	処分者及び 処分年月日	処分の内容	備考
令和2年 大人委(不) 第2号事案	元大阪府交野市 公立学校事務職員 令和2.6.24	大阪府 教育委員会 令和2.3.27	懲戒免職	
令和4年 大人委(不) 第3号事案	元大阪府和泉市 公立学校事務職員 令和4.3.28	大阪府 教育委員会 令和3.12.27	懲戒免職	
令和4年 大人委(不) 第4号事案	元大阪府公立 学校教員 令和4.8.9	大阪府 教育委員会 令和4.6.28	懲戒免職	
令和4年 大人委(不) 第7号事案	大阪府高槻市 公立学校教員 令和4.10.17	大阪府 教育委員会 令和4.9.30	停職3月	
令和4年 大人委(不) 第8号事案	大阪府 警察官 令和4.11.25	大阪府 警察本部長 令和4.8.29	降任	
令和5年 大人委(不) 第1号事案	元大阪府島本町 公立学校教員 令和5.5.19	大阪府 教育委員会 令和5.2.24	懲戒免職	
令和5年 大人委(不) 第2号事案	大阪府 職員 令和5.6.12	大阪府 知事 令和5.3.24	停職3月	
令和6年 大人委(不) 第1号事案	元大阪府公立 学校教員 令和5.12.20	大阪府 教育委員会 令和5.9.22	懲戒免職	

2 令和6年度中に提起された審査請求事案等は、次のとおりである。

審査請求

件名	審査請求人及び 審査請求年月日	処分者及び 処分年月日	処分の内容	備考
	大阪府 警察官 令和6.4.15	大阪府 警察本部長 令和6.1.1	昇給発令	令和6.6.18 却下
令和6年 大人委(不) 第2号事案	大阪府 職員 令和6.6.26	大阪府 知事 令和6.4.1	転任	令和7.3.28 取下げ
令和6年 大人委(不) 第3号事案	元大阪府交野市 公立学校教員 令和6.8.1	大阪府 教育委員会 令和6.6.27	懲戒免職	
令和6年 大人委(不) 第4号事案	元大阪府公立 学校教員 令和6.8.5	大阪府 教育委員会 令和6.5.28	懲戒免職	
令和7年 大人委(不) 第1号事案	元大阪府岸和田 市公立学校教員 令和7.1.15	大阪府 教育委員会 令和6.10.25	懲戒免職	

3 令和6年度中に処理した審査請求事案は、次のとおりである。

審査請求

件名	審査請求人及び 審査請求年月日	処分者及び 処分年月日	処分の内容	処理内容
	大阪府 警察官 令和6.4.15	大阪府 警察本部長 令和6.1.1	昇給発令	令和6.6.18 却下
令和6年 大人委(不) 第2号事案	大阪府 職員 令和6.6.26	大阪府 知事 令和6.4.1	転任	令和7.3.27 取下げ

(根拠法令)

地方公務員法第49条から第51条の2まで

不利益処分に関する審査請求等に関する規則

勤務条件に関する措置要求の審査事務

1 令和5年度から係属していた措置要求事案は、次のとおりである。

件名	申請者及び申請年月日	任命権者	要求事項	備考
令和5年大人委(勤)第1号事案	大阪府公立大学教員 令和5.10.30	大阪府会 大教育委員会	勤務時間の確認、時間外勤務に係る時間の回復	令和7.1.21 棄却
令和6年大人委(勤)第1号事案	大阪府警察官 令和6.1.9	大阪府 警察本部長	職場におけるハラスメント、給与および人事評価に関する事	
令和6年大人委(勤)第2号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第3号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第4号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第5号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第6号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第7号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	
令和6年大人委(勤)第8号事案	大阪府公立学校外国語指導員 令和6.3.12	大阪府会 大教育委員会	基本報酬の引上げ、有給の病気休暇を認めること	

2 令和6年度中に申請された措置要求事案は、次のとおりである。

件名	申請者及び申請年月日	任命権者	要求事項	備考
令和6年大人委(勤)第9号事案	大阪府公立大学教員 令和6.4.1	大阪府会 大教育委員会	防球ネットの新調等の実施等	
令和6年大人委(勤)第10号事案	大阪府職員 令和6.5.8	大阪府 大知府事	扶養手当の認定	令和7.2.18 棄却
	大阪府公立大学教員 令和6.6.20	大阪府会 大教育委員会	代休日の学校行事への参加の改善	令和6.9.24 却下

	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	教員の適正配置	令和 6. 9. 24 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 11 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	時間外労働の改善	令和 6. 12. 3 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 12 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	連続勤務の改善	令和 6. 12. 3 却下
令和 7 年 大人委(勤) 第 1 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 10. 1	大阪府会 大 教 育 委 員 会	申請者と同僚教諭との 勤務場所の分離等	
	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 10. 21	大阪府会 大 教 育 委 員 会	規定に反する振替休日 の指定の改善	令和 6. 11. 5 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 13 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 10. 21	大阪府会 大 教 育 委 員 会	週休日に行う超勤 4 項 目以外の学校行事の改 善	令和 7. 1. 7 棄却
令和 7 年 大人委(勤) 第 2 号事案	大阪府東大阪市 公立学校教員 令和 7. 2. 13	大阪府会 大 教 育 委 員 会	年次休暇の取得拒否に よる給与の減額	

3 令和 6 年度中に処理した措置要求事案は、次のとおりである。

件 名	申 請 者 及 び 申 請 年 月 日	任 命 権 者	要 求 事 項	備 考
	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	代休日の学校行事への 参加の改善	令和 6. 9. 24 却下
	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	教員の適正配置	令和 6. 9. 24 却下
	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 10. 21	大阪府会 大 教 育 委 員 会	振替休日の指定の改善	令和 6. 11. 5 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 11 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	時間外労働の改善	令和 6. 12. 3 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 12 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 6. 20	大阪府会 大 教 育 委 員 会	連続勤務の改善	令和 6. 12. 3 却下
令和 6 年 大人委(勤) 第 13 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 6. 10. 21	大阪府会 大 教 育 委 員 会	週休日に行う超勤 4 項 目以外の学校行事の改 善	令和 7. 1. 7 棄却
令和 5 年 大人委(勤) 第 1 号事案	大阪府公立 大学校教員 令和 5. 10. 30	大阪府会 大 教 育 委 員 会	勤務時間の確認、命ぜ られた時間外勤務に係 る時間の回復	令和 7. 1. 21 棄却

令和6年 大人委(勤) 第10号事案	大阪府 職員 令和6.5.8	大阪府 知事	扶養手当の認定	令和7.2.18 棄却
--------------------------	----------------------	-----------	---------	----------------

(根拠法令)

地方公務員法第46条から第48条まで
勤務条件に関する措置の要求に関する規則

退職手当支給制限等処分に関する諮問に対する調査審議事務

令和5年度から係属している退職手当審査事案はなかった。

令和6年度中に諮問された退職手当審査事案は、次のとおりである。

諮問者及び 諮問年月日	処分対象者	諮問された 処分案	答申内容
大阪府 教育委員会 令和7.1.6	元大阪府藤井寺市 公立学校長	退職手当の全額返納	

(根拠法令)

職員の退職手当に関する条例第18条第1項から第7項まで

職務に専念する義務の免除に関する承認事務

令和6年度に職務専念義務の免除に関し、当委員会が適当と認めて承認した件は次のとおりである。

	承認日	申請者	行事名等	役割	参加者	備考
1	令和6.5.1	大阪府知事	神戸2024世界パラ陸上競技 選手権大会第11回大会	審判員	職員	

(根拠法令)

地方公務員法第35条

職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号

職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第12号

人事委員会規則の制定及び改正に関する事務

次のとおり、人事委員会規則の改正を行った。

規則番号	規則名	内容	公布日 施行日
6-23	不利益処分に関する審査請求等に関する規則の一部を改正する規則	様式改正	令和6.11.21 令和6.11.21
7-3	公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則	派遣できる団体の追加・削除に伴う所要の改正	令和7.3.26 令和7.4.1

職員総合相談センターの運営

地方公務員法が適用される職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談と、同法が適用されない職員（技能労務職員等）の健康や職場の悩み等に関する苦情相談についても一元的に対応できるよう人事委員会、法務課及び総務サービス課の共管で「職員総合相談センター」を整備し、職員からの苦情相談に対応した。

- 相談内容：①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び人事評価等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談（職場の人間関係及び職場におけるハラスメントを含む）。
- ②公正な職務執行上の相談
- ③健康、ストレス相談
- 相談体制（定員）：相談員7名（職員4名、会計年度任用職員3名）
- 相談方法：面接、電話、電子メール等
- 相談内容別件数

	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
勤務条件	51	42	52	38
人事制度	24	19	45	25
職場の人間関係	56	27	32	18
パワー・ハラスメント	111	64	124	65
セクシュアル・ハラスメント	16	5	8	3
健康・ストレス	29	21	40	20
公正職務	7	5	2	2
その他	48	38	52	40
計	342	221	355	211

注・・・苦情相談件数の分類は、相談者からの訴えをもとに分類したもの

（根拠法令）

地方公務員法第8条第1項第11号
職員からの苦情相談に関する規則

○ 任用グループ

採用関係事務

1 競争試験実施事務

(1) 行政（大学卒程度）、警察行政（大学卒程度）、技術（大学卒程度）

職種・区分	採用予定人員
行政 (大学卒程度)	130名程度
警察行政 (大学卒程度)	35名程度

職種・区分		採用予定人員
技術 (大学卒程度)	土木	40名程度
	建築	10名程度
	機械	1名から3名
	電気	1名から3名
	環境	10名程度
	農学	5名程度
	農業工学	5名程度
	林学	5名程度

【行政】実施経過

令和6年3月1日	告知	
令和6年3月1日～3月25日	受験申込受付	
令和6年4月12日～4月25日	第1次試験	・SPI3(テストセンター)
令和6年5月2日	第1次試験合格発表	
令和6年5月12日	第2次試験	・筆記
令和6年5月25日・26日	第2次試験	・個別面接
令和6年6月7日	第2次試験合格発表	
令和6年6月16日	第3次試験	・グループワーク
令和6年6月17日・6月20日	第3次試験	・個別面接
令和6年7月4日	最終合格発表	

【警察行政】実施経過

令和6年3月1日	告知	
令和6年3月1日～3月25日	受験申込受付	
令和6年4月12日～4月25日	第1次試験	・SPI3(テストセンター)
令和6年5月2日	第1次試験合格発表	
令和6年5月12日	第2次試験	・筆記
令和6年6月2日	第2次試験	・個別面接
令和6年6月7日	第2次試験合格発表	
令和6年6月16日	第3次試験	〔・グループワーク ・適性検査
令和6年6月21日	第3次試験	・個別面接
令和6年7月4日	最終合格発表	

【技術】実施経過

(土木・建築・機械・電気)

令和6年3月1日	告知	
令和6年3月1日～3月25日	受験申込受付	
令和6年4月12日～4月25日	第1次試験	・SPI3(テストセンター)
令和6年5月3日	第1次試験	・個別面接
令和6年5月10日	第1次試験合格発表	
令和6年5月18日・19日	第2次試験	〔・個別面接 ・専門試験(口述式)
令和6年6月6日	最終合格発表	

(環境・農学・農業工学・林学)

令和6年3月1日	告知	
令和6年3月1日～3月25日	受験申込受付	
令和6年4月12日～4月25日	第1次試験	・SPI3(テストセンター)
令和6年5月19日	第1次試験	・個別面接
令和6年5月24日	第1次試験合格発表	
令和6年6月15日	第2次試験	・個別面接
令和6年6月16日	第2次試験	・専門試験(記述式)
令和6年7月18日	最終合格発表	

結果一覽

(單位：人)

職種	区分	令和6年度						令和5年度		令和4年度	
		申込者数	1次		2次合格者数	最終合格者数(B)	競争倍率A/B	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
			受験者数(A)	合格者数							
行政	一般	1,896	1,657	669	367	185	9.0	1,687	169	1,978	147
	部内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警察行政	一般	323	277	187	82	41	6.8	346	33	406	45
	部内	4	4	1	—	—	—	2	—	2	—
土木	一般	121	96	91	—	64	1.5	124	44	132	29
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
建築	一般	69	52	27	—	11	4.7	56	14	58	11
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
機械	一般	18	10	10	—	8	1.3	24	4	32	6
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
電気	一般	22	15	14	—	3	5.0	26	5	23	4
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
環境	一般	57	44	39	—	20	2.2	46	15	49	12
	部内	1	1	1	—	1	1.0	0	—	0	—
農学	一般	60	42	18	—	7	6.0	54	9	45	6
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
農業工学	一般	16	10	10	—	6	1.7	11	6	20	5
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
林学	一般	31	24	23	—	11	2.2	26	12	31	6
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—

(2) 行政（高校卒程度）、警察行政（高校卒程度）、技術（高校卒程度）

職種・区分	採用予定人員	職種・区分	採用予定人員	
行政 (高校卒程度)	60名程度	技術 (高校卒程度)	土木	15名程度
警察行政 (高校卒程度)	30名程度		建築	1名から3名
			機械	1名から3名
			電気	1名から3名

実施経過

令和6年7月1日	告知	
令和6年7月1日～8月30日	受験申込受付	
令和6年9月29日	第1次試験	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験（択一式） ・作文試験〔行政、警察行政〕 ・専門試験（択一式）〔技術〕
令和6年10月15日	第1次試験合格発表	
令和6年10月29日（警察行政）	第2次試験	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接 ・適性検査〔警察行政〕
30日（行政、技術）		
31日（行政、技術）		
令和6年11月21日	最終合格発表	

結果一覽

(単位：人)

職種	区分	令和6年度						令和5年度		令和4年度	
		申込者数	1次		2次 受験者数	最終 合格者数 (B)	競争 倍率 A/B	申込者数	最終 合格者数	申込者数	最終 合格者数
			受験者 数(A)	合格 者数							
行政	一般	388	233	182	165	89	2.6	373	102	377	72
	部内	1	1	0	—	—	—	1	—	0	—
警察 行政	一般	112	75	74	70	44	1.7	134	31	158	37
	部内	2	2	2	1	—	—	2	—	2	—
土木	一般	26	18	17	17	17	1.1	29	19	12	8
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
建築	一般	8	6	5	5	5	1.2	8	5	9	6
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
機械	一般	1	1	1	1	1	1.0	3	—	0	—
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—
電気	一般	5	4	4	4	2	2.0	8	2	5	2
	部内	0	—	—	—	—	—	0	—	0	—

(3) 行政（社会人等:26-34）、技術（社会人等）

職種・区分	採用予定人員
行政 (社会人等:26-34)	85名程度

職種・区分		採用予定人員
技術 (社会人等)	土木	20名程度
	建築	5名程度
	機械	1名から3名
	電気	1名から3名
	農業工学	1名から3名

【行政】実施経過

令和6年8月1日

令和6年8月1日～8月30日

令和6年10月6日

令和6年10月11日

令和6年10月26日・27日

令和6年11月8日

令和6年11月30日

令和6年12月1日

令和6年12月19日

告知

受験申込受付

第1次試験

・SPI3

第2次試験

・論文〔行政〕

第1次試験合格発表

第2次試験

・個別面接

第2次試験合格発表

第3次試験

〔・プレゼンテーション面接
・個別面接

第3次試験

・グループワーク

最終合格発表

【技術】実施経過

令和6年8月1日

令和6年8月1日～8月30日

令和6年10月5日

令和6年10月6日

令和6年10月18日

令和6年11月4日

令和6年11月21日

告知

受験申込受付

第1次試験

・個別面接

第1次試験

・SPI3

第2次試験

・専門試験（記述式）
〔農業工学〕

第1次試験合格発表

第2次試験

〔・個別面接
・専門試験（口述式）

〔土木・建築・機械・電気〕

最終合格発表

結果一覽

(単位：人)

職種	区分	令和6年度						令和5年度		令和4年度	
		申込者数	1次		2次合格者数	最終合格者数(B)	競争倍率 A/B	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
			受験者数(A)	合格者数							
行政	一般	425	216	159	133	102	2.1	547	76	690	76
	部内	9	8	6	6	2	4.0	5	—	2	—
土木	一般	19	14	10	—	9	1.6	42	8	14	4
建築	一般	13	5	4	—	4	1.3	20	3	5	1
機械	一般	13	7	6	—	3	2.3	7	3	4	—
電気	一般	21	9	9	—	2	4.5	24	2	8	3
農業工学	一般	4	3	3	—	2	1.5	—	—	—	—

(4) 行政 (社会人等: 35-49)

職種・区分	採用予定人員
行政 (社会人等: 35-49)	15名程度

実施経過

令和6年7月1日	告知	
令和6年7月1日～7月22日	受験申込受付	
令和6年8月25日	第1次試験	<ul style="list-style-type: none"> ・SPI3 ・論文
令和6年9月18日	第1次試験合格発表	
令和6年10月19日	第2次試験	・個別面接
令和6年10月20日	第2次試験	・グループワーク
令和6年11月7日	最終合格発表	

結果一覧

(単位: 人)

職種	区分	令和6年度						令和5年度		令和4年度	
		申込者数	1次		2次受験者数	最終合格者数(B)	競争倍率 A/B	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
			受験者数(A)	合格者数							
行政	一般	523	289	116	95	22	13.1	602	20	850	14

(5) 土木（大学卒程度）【冬季募集】

職種・区分	採用予定人員
土木 (大学卒程度) 【冬季募集】	25名程度

実施経過

令和6年10月15日	告知	
令和6年10月15日～11月18日	受験申込受付	
令和6年12月14日	第1次試験	<ul style="list-style-type: none"> 〔・SPI3 ・個別面接
令和6年12月20日	第1次試験合格発表	
令和7年1月18日	第2次試験	<ul style="list-style-type: none"> 〔・専門試験（口述式） ・個別面接
令和7年2月7日	最終合格発表	

結果一覧

(単位：人)

職種	区分	令和6年度						令和5年度		令和4年度	
		申込者数	1次		2次 受験者数	最終 合格者数 (B)	競争 倍率 A/B	申込者数	最終 合格者数	申込者数	最終 合格者数
			受験者 数(A)	合格 者数							
土木	一般	24	15	12	9	9	1.7	—	—	28	5

2 選考考査実施事務

(1) 一般職員採用選考考査

結果一覧

(単位：人)

職 種	受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争 倍率 (A/B)	職 種	受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争 倍率 (A/B)
社会福祉	120	47	2.6	司書	36	2	18.0
	31	9	3.4	考古学技師	12	2	6.0
心理	32	18	1.8	公立義務教育諸学校事務	105	21	5.0
	15	2	7.5	公立義務教育諸学校事務 (障がい者)	32	6	5.3
児童自立支援専門員	2	1	2.0	農芸員	16	2	8.0
児童生活支援員	1	0	—	農芸員 (障がい者)	19	1	19.0
薬学	27	1	27.0	情報処理	5	1	5.0
保健師	44	6	7.3	心理 (警察)	14	2	7.0
栄養士	50	5	10.0	研究員 (物理)	3	2	1.5
獣医師	10	7	1.4	研究員 (化学)	21	2	10.5
	4	3	1.3	警察事務 (障がい者・短卒程度)	46	0	—
看護師	9	1	9.0	警察事務 (障がい者・高卒程度)	36	2	18.0
職業訓練指導員	6	3	2.0	行政 (公務員経験者)	58	16	3.6
	6	1	6.0	土木 (公務員経験者)	12	8	1.5
電話交換手 (身体障がい者)	2	1	2.0	建築 (公務員経験者)	2	0	—
事務 (障がい者)	56	3	18.7	機械 (公務員経験者)	1	1	1.0
守衛	45	1	45.0	電気 (公務員経験者)	2	1	2.0
土木建設員	65	10	6.5	社会福祉 (公務員経験者)	1	0	—
令和6年度計					946	188	
令和5年度計					1,113	208	
令和4年度計					1,137	235	

(2) 警察官採用選考考査

ア 総括

(単位：人)

区 分		令和6年度			令和5年度			令和4年度		
		受験者 数(A)	合格者 数(B)	競争 倍率 (A/B)	受験者 数(A)	合格者 数(B)	競争 倍率 (A/B)	受験者 数(A)	合格者 数(B)	競争 倍率 (A/B)
男 性	大阪府内 実施分	2,939 (1,316)	946 (485)	3.1	3,063 (1,506)	997 (565)	3.1	3,561 (1,780)	886 (476)	4.0
	共同試験 実施分	116 (56)	38 (23)	3.0	188 (187)	61 (18)	3.1	185 (83)	50 (18)	3.7
	小 計	3055 (1372)	984 (508)	3.1	3,251 (1,693)	1,058 (583)	3.1	3,746 (1,863)	936 (494)	4.0
女 性	大阪府内 実施分	870 (368)	279 (136)	3.1	978 (488)	262 (136)	3.7	1,445 (644)	216 (115)	6.7
	共同試験 実施分	8 (4)	6 (3)	1.3	3 (1)	2 (0)	1.5	8	5	1.6
	小 計	878 (372)	285 (139)	3.1	981 (489)	264 (136)	3.7	1,155 (567)	232 (123)	5.0
合 計		3933 (1744)	1269 (647)	3.1	4,232 (2,182)	1,322 (719)	3.2	4,901 (2,430)	1,168 (617)	4.2
サイバー犯罪捜査官		7	2	3.5	4	2	2.0	4	2	2.0
財務捜査官		4	1	4.0	—	—	—	—	—	—
再採用		2	0	—	—	—	—	4	2	2.0

(注) 1 () 内はA区分(大学卒)で内数

2 共同試験による実施分の受験者数は第2次考査の受験者数

イ 大阪府内実施分（令和6年度）

（単位：人）

区 分		受験者数(A)	合格者数(B)	競争倍率 (A/B)
男 性	第1回	1,999(993)	639(385)	3.1(2.6)
	第2回	870(323)	285(100)	3.1(3.2)
	第3回	70(-)	22(-)	3.2(-)
	小 計	2,939(1,316)	946(485)	3.1(2.7)
女 性	第1回	557(279)	159(104)	3.5(2.7)
	第2回	283(89)	111(32)	2.5(2.8)
	第3回	30(-)	9(-)	3.3(-)
	小 計	870(368)	279(136)	3.1(2.7)
合 計		3,809(1,684)	1,225(621)	3.1(2.7)

(注) () 内はA区分（大学卒）で内数

ウ 共同試験実施分（令和6年度）

(ア) 第1回〔11県〕

(単位：人)

試験地 (県名)	受験者数	合格者数	試験地 (県名)	受験者数	合格者数
三重	21	10	福岡	1	1
鳥取	5	2	佐賀	0	—
岡山	7	2	長崎	2	1
徳島	14	4	熊本	1	1
香川	2	1	大分	1	1
愛媛	1	0	計	55	23

(注) 1 すべてA区分（大学卒）

2 受験者数は第2次考査の受験者数

(イ) 第2回〔14県〕

(単位：人)

試験地 (県名)	区分	受験者数	合格者数	試験地 (県名)	区分	受験者数	合格者数
石川	B	7	1	高知	B	3	0
鳥取	B	3	2	福岡	B	14	0
岡山	B	9	2	佐賀	B	3	2
広島	A	5(4)	3(3)	長崎	B	3	1
	B	2(1)	1(1)	熊本	B	5	3
徳島	B	5	1	大分	B	2	2
香川	B	3	1	宮崎	B	2	0
愛媛	B	3(3)	2(2)	計	B	69(8)	21(6)

(注) 1 広島県を除き、すべてB区分（大学卒以外）

2 受験者数は第2次考査の受験者数

3 ()内は女性の数

3 採用選考

(1) 一般職員の選考

結果一覧

(単位：人)

	部長級	次長級	課長級	課長 補佐級	主査級	主事・ 技師級	総括研 究員級	主任研 究員級	研究 員級	計
知事	—	1	3	4	20	112	—	—	—	140
警察	—	—	—	1	—	24	—	—	—	25
教育 委員会	—	—	—	—	—	7	—	—	—	7
公立 学校	—	—	—	—	—	23	—	—	—	23
計	—	1	3	5	20	166	—	—	—	195

(2) 警察官の選考

結果一覧

(単位：人)

警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
1	1	13	15	0	688	718

(根拠法令) 地方公務員法第8条第1項、第17条の2、第18条

職員の任用に関する規則第4条、第5条、第18条から第20条まで

4 任期付職員

(1) 一般職の任期付職員（特定任期付職員）の採用承認

結果一覧

(単位：人)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	教諭級	計
知事	—	—	1	—	—	—	—	1

(根拠法令) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項

(2) 一般職の任期付職員（一般任期付職員）の採用承認

結果一覧

(単位：人)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	計
知事	2	—	—	2	—	—	—	4
教育委員会	—	—	—	—	—	—	5	5
計	2	—	—	2	—	—	5	9

(根拠法令) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項

(3) 一般職の任期付職員（特定任期付職員）の任期更新の承認

結果一覧

(単位：人)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	教諭級	計
知事	—	1	1	—	—	—	—	2

(根拠法令) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項

(4) 一般職の任期付職員（一般任期付職員）の任期更新の承認

結果一覧

(単位：人)

	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主査級	主事・技師級	校長	計
知事	—	2	2	2	—	—	—	6
教育委員会	—	—	—	—	—	—	5	5
計	—	2	2	2	—	—	5	11

(根拠法令) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項

昇任関係事務

1 主査級昇任考査実施事務

(1) 実施経過

令和6年9月2日	考査の告知
令和6年11月2日	筆記考査
令和6年11月20日	筆記考査結果発表
令和6年12月6日・12日・12月13日	個別面接考査・プレゼンテーション考査
令和6年12月20日	最終結果発表

(2) 結果一覧

(単位：人)

		令和6年度				令和5年度				令和4年度			
		29-34 区分	35-40 区分	行政専門 のみ		1類	2類	行政専門 のみ		1類	2類	行政専門 のみ	
				27-28 歳	29歳 以上			27-30 歳	31歳 以上			27-30 歳	31歳 以上
対象者 数 (A)	知事 部局	770 (452)	393 (199)	296 (175)	—	451 (266)	357 (177)	461 (262)	—	409 (235)	332 (153)	464 (276)	—
	警察 部局	211 (143)	343 (273)	73 (62)	—	153 (100)	342 (272)	136 (101)	—	170 (114)	335 (265)	142 (95)	—
申込者 数 (B)	知事 部局	380 (159)	163 (48)	155 (81)	16 (11)	234 (101)	187 (59)	229 (112)	17 (10)	231 (96)	190 (58)	274 (147)	20 (15)
	警察 部局	94 (52)	121 (79)	26 (18)	12 (8)	68 (33)	167 (114)	39 (22)	4 (4)	81 (43)	164 (107)	45 (25)	7 (7)
受験者 数 (C)	知事 部局	360 (149)	152 (43)	148 (79)	16 (11)	227 (98)	187 (59)	224 (110)	14 (8)	225 (91)	182 (54)	257 (138)	18 (13)
	警察 部局	93 (51)	118 (78)	26 (18)	12 (8)	67 (32)	159 (108)	39 (22)	4 (4)	73 (37)	157 (101)	44 (24)	7 (7)
受験 率 (%) C/A×100	知事 部局	46.8 (33.0)	38.7 (21.6)	50.0 (45.1)	—	50.3 (36.8)	52.4 (33.3)	48.6 (42.0)	—	55.0 (38.7)	54.8 (35.3)	55.4 (50.0)	—
	警察 部局	44.1 (35.7)	34.4 (28.6)	35.6 (29.0)	—	39 (22)	4 (4)	28.7 (21.8)	—	42.9 (32.5)	46.9 (38.1)	31.0 (25.3)	—
合格者 数 (D)	知事 部局	95 (49)	30 (8)	37 (22)		62 (25)	40 (12)	49 (23)		58 (18)	45 (14)	112 (69)	
	警察 部局	5 (1)	7 (2)	0(0)		9 (2)	14 (9)	0(0)		3 (2)	19 (7)	4 (2)	
合格 率 (%) D/C×100	知事 部局	26.4 (32.9)	19.7 (18.6)	—		27.3 (25.5)	21.4 (20.3)	—		25.8 (19.8)	24.7 (25.9)	—	
	警察 部局	5.4 (2.0)	5.9 (2.6)	—		13.4 (6.3)	8.8 (8.3)	—		4.1 (5.4)	12.1 (6.9)	—	

(注) () 内は女性で内数

その他の任用関係事務

1 転任選考

結果一覧

(単位：人)

区 分	令和6年度				令和5年度 合格者数	令和4年度 合格者数
	申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)		
事務職員（障がい者対象） を行政職に任用するための 選考	3	3	2	66.7	3	1
警察事務職員（障がい者 対象）を一般行政事務に 従事する主事に任用する ための選考	1	1	0	0.0	1	1
公立義務教育諸学校事務職 員（障がい者対象）を公立 義務教育諸学校の一般事務 に従事する主事級の職員に 任用するための選考	3	3	3	100.0	1	—
技能労務職員の行政職等へ の任用選考	4	4	0	0.0	0	0

(根拠法令) 地方公務員法第17条第2項

2 転任協議

結果一覧

(単位：人)

任命権者	令和6年度		令和5年度	令和4年度
	人 員	転 任 区 分		
警 察	0		0	0
教 育 委 員 会	1	小中学校事務から一般行政職	8	8
計	1		8	8

○ 給与グループ

職員の給与等に関する報告及び勧告に関する事務

職種別民間給与実態調査及び職員給与実態調査の結果に基づき、民間給与と職員の給与を比較するとともに、令和5年4月から令和6年5月までの間における物価及び生計費、労働事情等の推移など給与決定の諸条件を調査し、給料表等が適当かどうかを検討した。

この結果については、令和6年10月7日に、府議会及び知事に対して報告し、併せて、これに基づく給与改定の勧告及びその他の意見の報告を行った。

1. 民間との給与較差

(1) 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A - B)
385,340円	373,647円	11,693円 (3.13%)

(2) 特別給 (ボーナス)

年間支給月数	民間	職員
	4.59月	4.50月

2. 給与改定の内容

(1) 令和6年公民較差に基づく較差の解消

〈月例給〉

① 行政職給料表

初任給について、高校卒程度を21,400円、大学卒程度を23,800円引上げ

若年層に重点を置きつつ全職員の給料月額を引上げ (平均改定率: 3.32%)

② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

〈特別給 (ボーナス) 〉

支給月数を引上げ

・ 4.50月→4.60月

・ 民間の支給状況や人事院の改定内容等を踏まえ、引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.250月 (現行1.225月)	1.250月 (現行1.225月)
以降	勤勉手当	1.050月 (現行1.025月)	1.050月 (現行1.025月)

(2) その他

人事院勧告と同様に医師等の初任給調整手当の上限額を700円引上げ

(3) 改定時期 令和6年4月1日

3. 国の「給与制度のアップデート」に伴う対応

(1) 勧告の内容

- ①若手・中堅職員の早期昇格時の給与を改善
行政職以外の給料表の最低水準を引上げ（主査・課長補佐級）
- ②地域手当
異動保障を延長（2年 → 3年）※令和7年4月以降の異動者に適用
- ③扶養手当の見直し
 - ・配偶者に係る手当を廃止
 - ・子に係る手当額の引上げ（1人につき：10,000円→13,000円）
- ④通勤手当の上限額の引上げ・支給要件拡大等
 - ・限度額を15万円に引上げ、新幹線等の特別料金も限度額の範囲内で全額支給
 - ・採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当も支給可能に
 - ・育児、介護等の事情により転居した職員も新幹線等に係る通勤手当を支給可能に
- ⑤管理職員特別勤務手当の支給対象拡大
平日深夜に係る支給時間帯の拡大（午前0時から午前5時→午後10時から午前5時）
- ⑥特定任期付職員のボーナス制度
 - ・特定任期付職員業績手当を廃止
 - ・従来からの期末手当に加え、新たに勤勉手当を導入
- ⑦再任用された職員への手当支給の拡大
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、
地域手当（異動保障）、住居手当を新たに支給

(2) 実施時期

令和7年4月1日

4. 給与制度、人事管理等に関する本委員会の「意見」

(1) 給与勧告の意義とあるべき給与

- ・労働基本権制約の代償措置として行う給与勧告の意義を踏まえた適切な対応を求める
- ・管理職の給与制度は、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づく管理職の職制や人事給与制度のあり方の検討並びに国の今後の取組や他の地方公共団体の状況等を注視しつつ引き続き検討

(2) 職員の意欲・能力の向上に向けた取組み

① 人材の確保

令和6年度の採用試験及び採用選考の実施結果を分析し、更なる受験者拡大に向けた取組を検討

② 人材の育成

- ・職員が仕事にやりがいを感じ、組織への貢献を実感しつつ、自身の能力を伸長できる環境の整備が必要
- ・職員の成長を支援する取組により、自律性があり専門性の高い職員の育成を期待

③ 人事評価制度とその活用

職員の資質、能力及び執務意欲の向上という制度意義に沿ったものとなるよう適切な運用を図られたい

(3) 働きやすい職場環境の構築

① 長時間労働の是正

月100時間以上の時間外勤務の解消に向けて最優先で取り組まれたたい

② 教育職員の負担軽減に向けた取組

「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」について、学校現場のマネジメントに任せるだけでなく、任命権者としても対策を講じた上で、遵守を強く求めるべき

③ 多様で柔軟な働き方の実現

職員が能力を最大限発揮できるよう、多様で柔軟な働き方を可能とするため、テレワークやフレックスタイム制度がより活用しやすいものとなることを目指すべき

④ 職員の健康確保

メンタルヘルス不調の予防の観点から、職場における職員間のコミュニケーションを十分に図り、周囲に相談しやすい職場環境づくりに取り組まれたたい

⑤ ハラスメントのない職場環境づくり

職員が無意識のうちにハラスメントの加害者にならないよう啓発や研修を続けるとともに、ハラスメントを感じた職員が相談をためらうことがないよう相談体制の整備に取り組まれたたい

(根拠法令) 地方公務員法第8条第1項第2号、第14条及び第26条

民間給与及び職員給与の実態調査に関する事務

1 職種別民間給与実態調査

民間従業員の給与と職員の給与を比較検討するための基礎資料の作成を目的として、人事院、大阪市人事委員会及び堺市人事委員会等と共同で、職種別民間給与実態調査を実施した。

(1) 調査時点 令和6年4月

(2) 調査事業所

常勤従業員数で見た企業規模が50人以上でかつ事業所規模が50人以上である府内事業所（公務との比較に適さない業種を除く。）4,707事業所（を産業、規模等により層化し、調査に要する経費、労力等を考慮して定められた抽出率を用いて、無作為に抽出（「層化無作為抽出法」）した事業所は665か所。

(3) 調査方法

令和6年4月22日から6月14日の調査期間中に、実地によらない方法での調査若しくは、調査員が調査事業所を訪問し、相手方の協力を得て、関係資料の閲覧や質問を行い、所定の事項を調査した。なお、調査の趣旨や目的が事業所側にも理解しやすくなるよう、独自の説明資料を使用し、また、実地によらない方法での調査においても、実地調査同様に関係資料確認及び調査員自身が調査票を記入する方式を維持し、調査の精確性を担保した。

(4) 調査事項

ア 従業員単位の調査事項

調査事業所の常勤の従業員で、事務、技術、技能・労務、研究、医療、教育及び海事関係の76職種に該当する者の中から、調査対象職種に該当する従業員31,235人について、次の事項を調査した（うち初任給関係職種は18職種で、令和6年度2,186人である。）。

(ア) きまって支給する給与総額、時間外手当額、通勤手当額（初任給関係職種は初任給月額）

(イ) 年齢、学歴、性別（初任給関係職種は学歴）

イ 事業所単位の調査事項

(ア) 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（令和5年8月から令和6年7月までの状況）

(イ) (ア)の該当月及び令和6年4月のきまって支給する給与の支給従業員数、支給総額及び時間外手当総額

(ウ) 初任給額及び新卒採用状況

(エ) 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等

(オ) 通勤手当の支給状況

(カ) 家族手当の支給状況

(キ) 高齢者雇用施策の状況等

2 職員給与実態調査

職員の給与について検討する資料を作成するため、府費負担教職員を含む全職員を対象に給与実態調査を実施した。

- (1) 調査時点 令和6年4月
- (2) 調査対象 一般職職員及び府費負担教職員の全職員 66,878人
- (3) 調査方法 任命権者が管理する給与データにより調査
- (4) 調査事項
 - ア 給料表別、年齢階層別、性別、学歴別人員及び平均給与等
 - イ 扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の支給状況

(根拠法令) 地方公務員法第8条第1項第2号

3 事業所名簿作成事務

令和7年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所を選定するため、人事院、大阪市人事委員会及び堺市人事委員会等と共同して調査対象事業所名簿作成の事務を行った。

- (1) 作成期間 令和6年10月1日～同年12月27日
- (2) 作成方法 新規に調査対象となり得る事業所に対して、文書照会及び電話確認により調査
- (3) 記載事項 企業及び各事業所の名称、所在地、主な事業内容、常勤の従業員数 など

(根拠法令) 地方公務員法第8条第1項第2号

給与等の制度及び運用に関する事務

1 給与等に関する条例の制定又は改廃についての意見聴取に対する回答事務

給与等に関する条例案についての議会の意見聴取に対して、次のとおり回答した。

照会日	件名	回答内容 (回答日)
6. 6. 3	職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	適当と認める。 (6. 6. 6)
6. 9. 19	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件	適当と認める。 (6. 9. 20)
6. 11. 22	職員の給与に関する条例等一部改正の件	適当と認める。 (6. 12. 4)
7. 2. 25	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件中、関係条項	適当と認める。 (7. 2. 27)
	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	
	職員の給与に関する条例等一部改正の件中、関係条項	
	職員の旅費に関する条例等一部改正の件中、関係条項	

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
--

(根拠法令) 地方公務員法第5条第2項

2 給与等関係条例の施行に関する事務

職員の給与に関する条例等の施行に関し、次のとおり、人事委員会規則の制定、人事委員会通知の発出、任命権者からの協議及び承認申請の処理を行った。また、各任命権者からの制度運用に関する照会・問合せ等に対応した。

(1) 人事委員会規則の制定

規則番号 (年-規則番号)	規則名	公布日
令 6-20	大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 6. 21
令 6-21	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	6. 9. 30
令 6-22	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 9. 30
令 6-24	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 6
令 6-25	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 6
令 6-26	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6. 12. 6
令 6-27	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 19
令 6-28	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 19
令 6-29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6. 12. 19
令 6-30	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 20
令 6-31	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 20
令 6-32	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 20
令 6-33	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 20
令 6-34	職員の給与の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-35	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-36	職員の在宅勤務等手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-37	職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-38	職員の休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-39	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 6-40	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	6. 12. 25
令 7-1	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	7. 2. 25
令 7-2	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 2. 25

規則番号 (年-規則番号)	規 則 名	公布日
令 7-4	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-5	職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-6	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-7	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-8	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-9	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-10	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-11	職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-12	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 27
令 7-13	職員の給料に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 31
令 7-14	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 31
令 7-15	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 31
令 7-16	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 31
令 7-17	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	7. 3. 31
令 7-18	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7. 3. 31

(2) 人事委員会通知の発出 ※あて先はすべて「各任命権者」

区 分		件 名	発出日
条 例 関 係	職員の退職手当に関する条例	失業者の退職手当の支給についての一部改正について	6. 12. 18
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の運用の一部改正について	6. 12. 25
	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例	期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について	6. 12. 25
	職員の給与に関する条例	令和7年改正条例の施行に伴う施行日前の異動者の号給の調整等について	7. 3. 27
	職員の給与に関する条例	職員の給与に関する条例の運用の一部改正について	7. 3. 27
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の運用の一部改正について	7. 3. 27
	職員の旅費に関する条例	職員の旅費に関する条例の運用の一部改正について	7. 3. 27
	職員の退職手当に関する条例	失業者の退職手当の支給についての一部改正について	7. 3. 31
	職員の退職手当に関する条例	職員の退職手当に関する条例の運用についての一部改正について	7. 3. 31
規 則 関 係	職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則	職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の運用の一部改正について	6. 5. 17
	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について	6. 7. 5

区 分	件 名	発出日
職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について	6. 12. 20
職員の給与の支給方法等に関する規則	職員の給与の支給方法等に関する規則の運用の一部改正について	6. 12. 25
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用の一部改正について	6. 12. 25
職員の給料に関する規則	職員の給料に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の単身赴任手当に関する規則	職員の単身赴任手当に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の扶養手当に関する規則	職員の扶養手当に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の住居手当に関する規則	職員の住居手当に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の通勤手当に関する規則	職員の通勤手当に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	管理職員特別勤務手当の支給についての一部改正について	7. 3. 27
一般職の任期付職員の採用等に関する規則	一般職の任期付職員制度の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について	7. 3. 27
職員の給料の調整額に関する規則	職員の給料の調整額に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の運用の一部改正について	7. 3. 27
職員の旅費に関する規則	職員の旅費に関する規則の運用について	7. 3. 27
職員の地域手当に関する規則	地域手当の支給地域及び支給割合についての一部改正について	7. 3. 31

(3) 任命権者からの協議及び承認申請

区 分		内 容 (根拠規定)
条 例 ・ 規 則 関 係	職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例	一般職非常勤職員にかかる勤務時間に関する協議 (条例第19条)
		職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する協議 (条例第3条第3項)
	職員の給料に関する規則	上位資格取得に伴う初任給決定について (規則第31条)
		公務員経験者を対象とした採用選考により採用された者の初任給決定の特例について (規則第31条)
		給料表の適用範囲について (規則別表第1B表)
		職員の給料に関する規則第31条の規定に基づく職務の級の廃止について (規則第31条)
		降格した職員をその降格後最初に昇格させる場合の給料の号給決定について (規則第18条第4項)
		給料表の適用に関する機関等の指定について (規則別表第1)
		職務の分類表における職務の級の指定について (規則別表第2)
		職員の給料に関する規則第31条の規定に基づく職務の級の取扱いについて (規則第31条)
職員の管理職手当に関する規則	職員の管理職手当に関する規則第2条ただし書きの規定に基づく区分の指定の廃止について (規則第2条ただし書き)	
	職員の管理職手当に関する規則第2条ただし書きの規定に基づく区分の指定について (規則第2条ただし書き)	
	管理職手当支給職の指定について (規則別表第1)	
職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則	勤勉手当の成績率の取扱いについて (規則第12条第1項及び規則第12条の2第1項)	
通知 関 係	職員の住居手当に関する規則の運用	職員の住居手当に関する規則の運用について(昭和49年12月21日大人委第592号)第4条関係第6項の規定に基づく協議について (規則第4条関係第6号)

(根拠法令) 職員の給与に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

職員団体に関する事務

1 職員団体登録事務

府職員で構成する職員団体について、次のとおり、登録を行った。

区 分	件 数
新 規 登 録	1 件
変 更 登 録	25件
規 約 変 更	2 件
役 員 変 更	18件
所 在 地 変 更	5 件
構 成 組 織 変 更	0 件
登 録 抹 消	1 件

(根拠法令) 地方公務員法第53条、職員団体の登録に関する条例

2 管理職員等の指定事務

組織改正等に伴い、次のとおり、管理職員等の範囲を定める規則の改正を行った(再掲)。

規則番号 (年-規則番号)	規 則 名	公布日
令6-26	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6. 12. 6
令6-29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6. 12. 19
令7-18	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7. 3. 31

(根拠法令) 地方公務員法第52条第4項

(参考) 登録職員団体一覧 (令和7年3月31日現在)

団 体 名	登録番号	登録年月日	法人格 (申出日)
大阪府職員労働組合	1	昭41. 10. 1	あり (平14. 4. 22)
大阪教職員組合	6	昭41. 10. 11	なし
大阪府立高等学校教職員組合	7	昭41. 10. 11	あり (昭44. 3. 13)
泉州南部教職員組合	1 1	昭47. 5. 16	なし
泉北教職員組合	1 2	昭47. 11. 11	なし
南河内地区教職員組合	1 3	昭48. 3. 6	あり (昭56. 10. 29)
大阪府立障害児学校教職員組合	1 4	昭48. 6. 25	なし
大阪府公立学校管理職員協議会	1 5	昭49. 4. 2	なし
自治労大阪府職員労働組合	1 8	平 1. 10. 1	なし
大阪府教職員組合	1 9	平 1. 11. 27	あり (平13. 4. 13)
大阪教育合同労働組合	2 0	平 1. 12. 7	あり (平 1. 12. 22)
日教組・南河内教職員組合	2 1	平 1. 12. 27	なし
泉北地区教職員組合	2 3	平 2. 1. 25	なし
豊能・能勢教職員組合	2 4	平 2. 2. 19	なし
大阪府関連労働組合連合会	2 7	平 2. 4. 11	なし
大阪公立高等学校教職員組合	2 8	平 2. 5. 11	あり (平14. 3. 29)
豊能郡教職員組合	2 9	平 2. 7. 20	なし
大阪教育ユニオン	3 4	平13. 12. 18	なし
大阪府立茨木工科高等学校教職員協議会	3 6	平15. 7. 23	なし
なかまユニオン大阪府学校教職員支部	3 7	平17. 5. 25	なし
大阪府立高等学校教職員ネットワーク	3 9	平19. 1. 25	なし
泉南地区教職員組合	4 0	平22. 6. 16	なし
大阪学校職員ユニオン	4 2	平29. 7. 25	なし
大阪学校労働者組合	4 4	令 6. 8. 23	なし

(参考) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証の団体

(令和7年3月31日現在)

団 体 名	規約認証年月日
自治労大阪府職員関係労働組合	平15. 1. 21
大阪府関係職員労働組合	平18. 4. 7

労働基準監督権限の行使に関する事務

1 労働基準法別表第1の各号別決定に関する協定の締結

大阪府の事業又は事業場についての労働基準監督機関の職権の行使について、人事委員会委員と大阪労働局長との間で労働基準法別表第1の各号別の決定に関する協定を締結し、それぞれの所管を明確にしているところであるが、組織改正に伴い令和6年5月10日付で協定の改正を行った。

(令和6年4月1日時点)

監督機関 労基法別表第1 号別 任命権者	人事委員会委員			労働基準監督署長			合 計
	12号 (教育研究)	別表第1に 該当しない事業場	計	3号 (土木)	13号 (保健衛生)	計	
知 事	8	43	51	19	23	42	93
教育委員会	203	2	205	0	3	3	208
警察本部長	3	90	93	0	0	0	93
議会議長等	0	6	6	0	0	0	6
合 計	214	141	355	19	26	45	400

(根拠法令) 労働基準法別表第1、地方公務員法第58条第5項

2 適用事業場に対する調査

人事委員会が所管する全事業場について、職員の勤務条件、事業場の安全、衛生管理の状況等に関する事項の実態調査（勤務条件実態調査）を行った。

さらに、事業場の実態をより詳細に把握するため、人事委員会が所管する事業場から25事業場を抽出して、適用事業場調査を行った。なお、調査結果については、当該事業場長及び任命権者に対して通知し、改善が必要とする事項については、改善措置報告を求めた。

〈勤務条件実態調査〉

- (1) 調査期間 令和6年7月2日～同年8月9日
- (2) 調査事業場 人事委員会が所管する全事業場（355事業場）
- (3) 調査方法 電子調査
- (4) 主な調査項目
 - ・労働環境（休暇の取得状況、時間外勤務の状況、36協定の遵守状況等）
 - ・安全衛生管理体制（衛生委員会の実施、産業医の定期巡視回数等）
 - ・危険作業（危険機器や化学物質等の所有状況等） 他

〈適用事業場調査〉

- (1) 調査期間 令和6年11月6日～令和6年12月20日
- (2) 調査事業場 23事業場
- (3) 調査方法 実地調査
- (4) 主な調査項目
 - ・勤務条件実態調査の回答内容や休憩時間の取得状況等に関するヒアリング
 - ・危険機器や薬品の管理状況の確認
- (5) 調査結果 指導あり12件（36協定限度超過の労働、産業医の定期巡視不足 他）

（根拠法令）労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条、地方公務員法第58条第5項

3 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可、届出、報告等の処理

(1) 労働基準法及び同法施行規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 20条 規則 7条	解雇予告除外認定
法 41条 規則 23条	宿直又は日直勤務許可
法 33条 規則 13条	非常災害等の理由による労働時間延長許可
法 36条 規則 16条	時間外労働・休日労働に関する協定届

(2) 労働安全衛生法に基づくもの

ア 労働安全衛生規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 10条 規則 2条	総括安全衛生管理者選任報告
法 11条 規則 4条	安全管理者選任報告
法 12条 規則 7条	衛生管理者選任報告
法 13条 規則 13条	産業医選任報告
法 66条 規則 52条	定期健康診断結果報告
法 66条の10 規則 52条の21	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
法 88条 規則 86条	機械等設置届
法 100条 規則 97条	労働者死傷病報告

イ ボイラー及び圧力容器安全規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
-	処理なし

ウ クレーン等安全規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 38条 規則 23条	クレーン特例報告書

エ ゴンドラ安全規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
-	処理なし

オ 有機溶剤等中毒予防規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 66条 規則 30条の3	健康診断結果報告

カ 特定化学物質障害予防規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 66条 規則 41条	健康診断結果報告

キ 高気圧作業安全衛生規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 66条 規則 40条	健康診断結果報告

ク 電離放射線障害防止規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 66条 規則 58条	健康診断結果報告

ケ 鉛中毒予防規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 66条 規則 55条	健康診断結果報告

コ 性能検査代行機関等に関する規則に基づくもの

適用条文	処 理 件 名
法 100条 規則 9条	性能検査結果報告書

(性能検査代行機関により実施された性能検査の状況)

ボイラー、圧力容器、クレーン及びゴンドラの性能検査は、検査代行機関により実施されているが、その状況は次のとおりである。

代行機関 機械 任命権者等	(一社) 日本ボイラ協会 損害保険ジャパン日本興亜 (株)		(一社) 日本クレーン協会	
	ボイラー	第一種 圧力容器	クレーン	ゴンドラ
知事等	2	5	0	6
教育委員会	1	2	0	0
警察本部長	0	1	1	4
計	3	8	1	10